

## 学習・情報交換会を開催

<研究活動・教育向上委員会>

去る2月27日(火)午後、オンラインによる学習・情報交換会を開催し、13大学29名の方に参加いただきました。

第1部では、昨今の少子化を受けて入学試験の状況も様変わりし、様々な背景を抱える学生も入学してきており、なかでも発達障害やコミュニケーションがとれない学生などが入学し、新カリキュラムにおけるコミュニケーションや実習課題等、ソーシャルワーク実習について様々な懸念があることが、各校から聞かれている。そこで「**発達障害のある学生とソーシャルワーク実習**」をテーマに、Zoomによる講演会をし実施した。

また「こども家庭ソーシャルワーカー」の認定準備がすすむなか、福祉系大学が何をどうすべきか情報を共有することが必要とのことから、「**どう進むべきか『こども家庭ソーシャルワーカー』と福祉系大学**」として事務説明を依頼し、説明と質疑応答の時間を持った。

資格制度の検討結果と今後の見通し、第2部では参加者のアンケートをもとにテーマを設定し、情報交換・意見交換を行いました。

### <第1部>講演「**発達障害のある学生とソーシャルワーク実習**」

橋本和明 先生(国際医療福祉大学赤坂キャンパス 心理学科長・教授)から発達障害とはどんな障害なのか、そして様々な症状のパターンとその背景について、再認識することから発達障害の概要の説明を受けた。講師の実践から、心理や社会福祉の学科を標榜すると、学生の経験から「この学科なら何とか対応してもらえる」との期待があり、入学してくる学生も多い傾向がある。発達障害によるソーシャルワーク実践が可能かどうかについては別の機会に検討するも、実際に実習先であったトラブルや回避するために、教員や指導者が、どのような関りをすべきか事例をもとにお話しいただいた。

その後質疑応答の時間を取った。参加した大学でも発達障害を抱える学生の実習について、様々な支援を展開しているが、実習先の実習指導者と担当教員が事前打合せ等で十分な情報交換を行っていること、さらには障害状況に応じた、具体的な指導方法の開発も必要であることがわかった。

新カリキュラムにおける実習目標に到達できる学生であるか、実習前段階からの学生の障害状況やどうしたら理解してもらえるかといった、実習指導以前の講義科目等への関わり方からも検討する必要があるというご意見もあった。

### <第2部>

・新資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の登録までのプロセスと、認定研修機関について、現況について、2023年12月こども家庭庁より、認可された 赤沼氏より説明を受けた。

子ども家庭庁から試験登録機関として認可されたが、こども家庭庁からの通知等の発出が遅れており、当初の予定通り進められるか、そのためにも福祉系大学が指定研修機関として認定され、2025年2～3月に予定される第1回試験への対応をお願いしたい。

研修形態については、当面の間、経過措置により現場の児童福祉関係者、保育士などの追加研修もあるが、基本的には、社会福祉士や精神保健福祉士の資格所持者が一定の実務をもって参加する研修など、3つの研修体系と時間数が案となっている。なお、カリキュラムについては今後通知等によるが、研修認定機関になるための手続きや費用なども未定であるとの説明であった。

※3/4「日本ソーシャルワークセンター」事務局が、認定◇研修実施機関向け説明会の開催がされた。(福祉系大学や民間の研修センター、株式会社なども実施予定とのこと)

研究活動・教育向上委員会では2023年度は前述のように、1回の学習・情報交換会しか実施できませんでしたが、2024年度においても最新のホットなテーマを取り上げた学習や情報交換の場を設けていきたいと考えています。